

旭川医科大学財務会計事務の委任に関する細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和6年4月9日学長裁定)

旭川医科大学財務会計事務の委任に関する細則の一部を改正する細則

旭川医科大学財務会計事務の委任に関する細則(令和元年8月30日学長裁定)の一部について、下表右欄(「現行」欄)を同表左欄(「改正後」欄)のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後			現行		
第1条～第2条(略) (経理事務の委任) 第3条 会計規程第20条第6項に定める経理責任者が行う経理事務の委任については、別表4のとおりとする。 2(略) 第4条～第6条(略) <u>附 則</u> <u>この細則は、令和6年4月9日から施行し、改正後の別表4は令和6年4月1日から適用する。</u>			第1条～第2条(略) (経理事務の委任) 第3条 会計規程第20条第6項に定める経理責任者が行う経理事務の委任については、別表4のとおりとする。 2(略) 第4条～第6条(略)		
別表1～別表3(略) 別表4 経理責任者(第3条第1項関係)			別表1～別表3(略) 別表4 経理責任者(第3条第1項関係)		
部局名	職名	事務の範囲	部局名	職名	事務の範囲
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
会計課	会計総務係長 財務企画係長	当該係所掌の債権・債務計上票案の作成	会計課	会計総務係長 財務企画係長	当該係所掌の債権・債務計上票案の作成

出納係長（新設）
調達係長
契約第一係長
契約第二係長
医療材料係長
医薬品係長
専門職員
(略)

調達係長
契約第一係長
契約第二係長
医療材料係長
医薬品係長
専門職員
(略)

別表5（略）

別紙第1号様式（第4条関係）（略）

別紙第2号様式（第5条関係）（略）

【改正理由】

経理責任者が行う経理事務の委任について、所要の改正を行うものである。

別表5（略）

別紙第1号様式（第4条関係）（略）

別紙第2号様式（第5条関係）（略）